

# 相模原・津久井地域合併協議会 相模原市・藤野町合併協議会 を設置

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町は、各市町の議会で、合併協議会の設置議案について議決されたことから、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町による「相模原・津久井地域合併協議会」と、相模原市及び藤野町の1市1町による「相模原市・藤野町合併協議会」を4月1日に設置しました。

同日、相模原市役所で行われた「相模原・津久井地域合併協議会」と「相模原市・藤野町合併協議会」の協議書調印式において、小川相模原市長、小林城山町長、天野津久井町長、溝口相模湖町長、倉田藤野町長は、それぞれの協議書<sup>2</sup>に調印を行いました。

「相模原・津久井地域合併協議会」は、市町村の合併の特例に関する法律に基づいて行われた城山町からの住民発議による法定合併協議会の設置請求により、各市町の議会で審議され、3月1日に津久井町議会、3月11日に相模湖町議会、3月23日に城山町議会、3月25日に相模原市議会において、それぞれ可決されたことにより設置されたものです。

また、「相模原市・藤野町合併協議会」は、相模原市長と藤野町長の合意に基づき法定合併協議会の設置について、両議会に提案し、3月23日に藤野町議会、3月25日に相模原市議会において、それぞれ可決されたことにより設置されたものです。

今後は、それぞれの合併協議会で合併市町村基本計画の検討や市町間で制度や取り扱いが異なる事務事業の調整など、合併に関するあらゆる事項について、協議・調整を行うこととなります。

なお、法律に基づく「相模原・津久井地域合併協議会」が設置されたことに伴い、平成16年4月1日付けで設置されていた任意の合併協議会は、正副会長の合意により平成17年3月31日をもって解散しました。

2 協議書：合併協議会の運営等について、関係市町の長が協議して定めたもの。

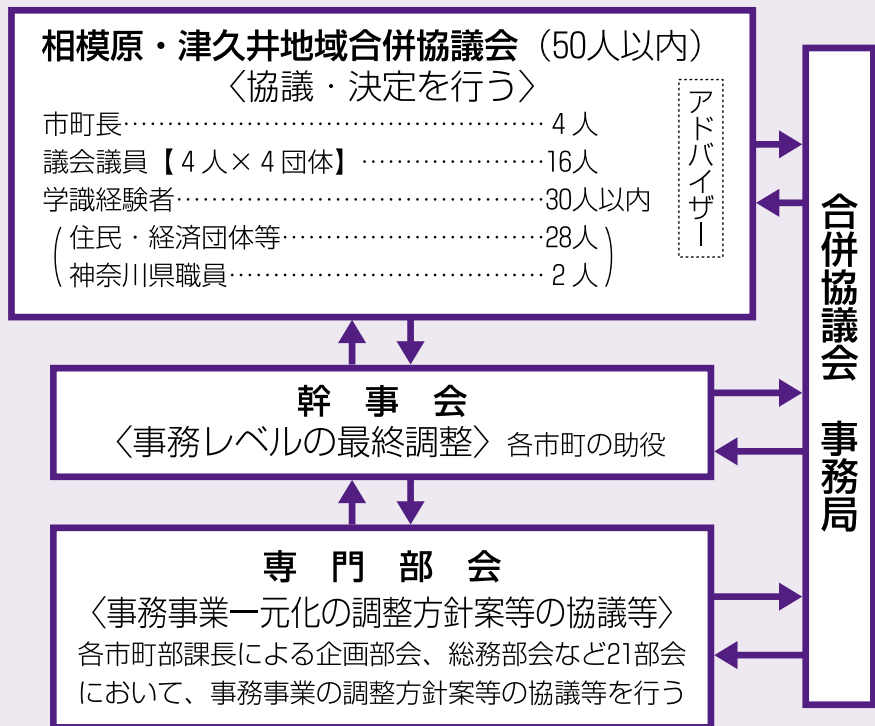
## 2つの合併協議会は法定の合併協議会です

合併協議会には、法定の協議会と任意の協議会の2種類があります。

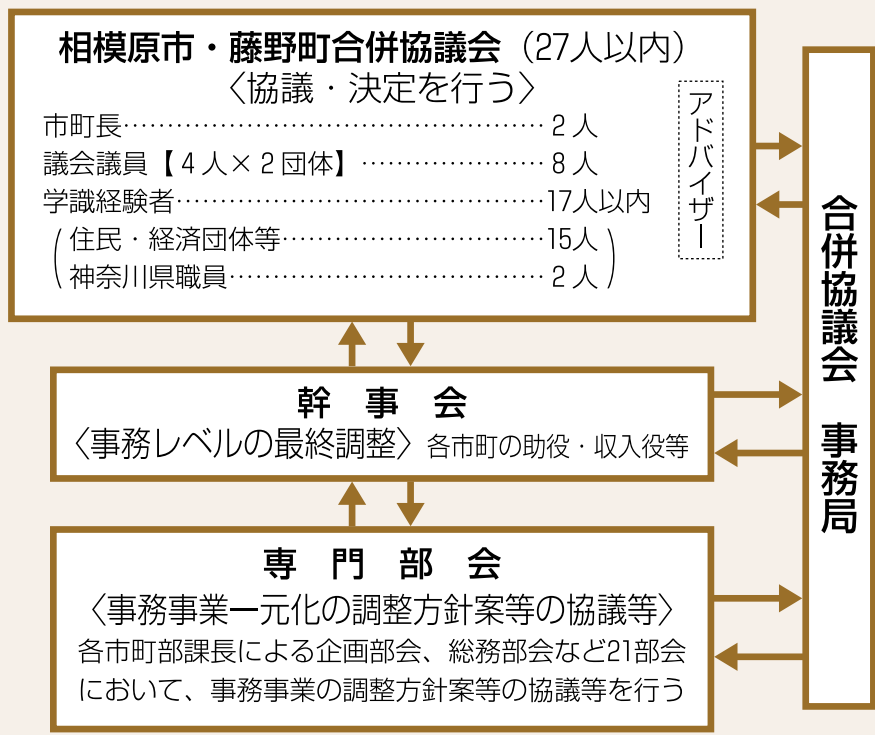
法定合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づき設置されるもので、関係市町村の議会の議決を経て設置されます。会長と委員で構成され、会長は委員の中から選任し、委員は関係市町村の長及びその他の職員、議会の議員、学識経験者で構成されます。合併協議会では、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（合併市町村基本計画）の作成、その他市町村の合併に関する協議を行うこととされています。

今回設置された「相模原・津久井地域合併協議会」及び「相模原市・藤野町合併協議会」はいずれも法定の合併協議会です。

## 相模原・津久井地域合併協議会組織体系図



## 相模原市・藤野町合併協議会組織体系図



## 一市四町現況図

